

2007年度(平成19年度)

大阪府中小企業政策に関する要望と提言

2006年7月18日

大阪府中小企業家同友会

代表理事 岡本利雄

代表理事 堂上勝己

代表理事 畑野吉雄

〒540-0011

大阪市中央区農人橋2-1-30谷町八木ビル4F

TEL 06-6944-1251

FAX 06-6941-8352

<http://www.osk-doyu.gr.jp>  
[info@osk-doyu.gr.jp](mailto:info@osk-doyu.gr.jp)

# 2007 年度（平成 19 年度） 大阪府中小企業政策に関する要望と提言

私たち大阪府中小企業家同友会（以下「大阪同友会」、会員数 2,711 名[内個人事業者 594 名]、会員構成は下記表の通り）は、昭和 33 年設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境の改善に努めてまいりました（注 1）。同友会は全都道府県に組織されており、現在、38,703 名の会員で構成されています。大阪同友会は、1990 年度（平成 2 年度）より毎年、大阪府知事、商工労働部、近畿経済産業局、府議会議長及び各会派の皆様から「大阪府中小企業政策に関する要望と提言」を提出し、懇談を重ねてまいりました。

同友会は、地域経済にやさしく中小企業や市民など借り手にとって円滑に資金供給が行なわれる金融システムをめざす「金融アセスメント法の制定」をめざして全国的に運動を展開しています。各地方議会に対しては「金融アセスメント法の制定を求める意見書」の採択運動を展開し、大阪府議会をはじめ府下 35 議会（80%）で採択され、賛同の輪が広がっています（全国では 975 議会、全自治体比 53.6%；2006 年 3 月 28 日現在）。

さて、2000 年には「EU ヨーロッパ小企業憲章（リスボン憲章）」や日本政府を含む 48 ヶ国によって「OECD 中小企業政策に関するポローニャ憲章」が相次いで採択、さらに 2004 年 6 月、OECD は「イスタンブール閣僚宣言」でポローニャ憲章を改めて評価し、中小企業の育成と強化が重視されています。日本においても中小企業政策を産業政策における従来の「補完的役割」から「産業政策の柱」として位置付けることが重要であり「中小企業憲章」の制定が求められています。同友会では日本独自の「中小企業憲章」の研究にとりかかり、特に地域においては中小企業振興基本条例の制定に向け努力しているところです。

一方、景気が回復基調にあるとはいえ、多くの中小企業はまだまだ厳しい状況にあります。中小企業が元気になってこそ、大阪経済が立ち直り、大阪府の税収も増え、雇用の増大にもつながります。特に、全国一事業所数が減少している大阪において、雇用の安定と地域経済の再生の点で、とりわけ中小企業政策の充実が求められています。

## 中小企業家同友会の 5 つの基本姿勢・行動指針

- 1、私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- 2、私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21 世紀型企業づくりをめざします（注 2）。特に、企業活動の「血液」である金融を確保する為にも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- 3、私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- 4、私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- 5、私たちは、経営者自らの教育を含めた 21 世紀の最も貴重な資源である人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持つ職場と社会の環境づくりに努めます。

（2006 年 3 月末現在）

資本金額	会員数	%	社員数	会員数	%	業種	会員数	%
～ 499 万円	346	12.8	0～4 人	802	29.6	製造業	751	27.7
500～999 万円	90	3.3	5～9 人	543	20.0	建設業	257	9.5
1000～1999 万円	1113	41.1	10～19 人	509	18.8	情報通信・印刷業	214	7.9
2000～2999 万円	200	7.4	20～29 人	247	9.1	運輸・倉庫業	108	4.0
3000～4999 万円	215	7.9	30～49 人	246	9.1	卸・小売業	455	16.8
5000～9999 万円	115	4.2	50～99 人	196	7.2	専門家	454	16.7
1 億円～	38	1.4	100 人以上	168	6.2	サービス業	472	17.4
個人	594	21.9						
合計	2711	100.0	合計	2711	100.0	合計	2711	100.0

注 1；近畿鍛工品事業協同組合専務理事森田綾雄氏、関西磨棒鋼工業協同組合事務局長木下重信氏、淀川金属工業協同組合専務理事北山彌三郎氏らが、大阪中小企業団体中央会鉄鋼機械金属協議会の役員に呼びかけ、1958 年 9 月 19 日午後 2 時から大阪市北区の堂ビル清交社において設立総会を開催。初代表幹事に森田綾雄氏、木下重信氏を選出。17 名の会員でスタートしました。（創立 40 周年記念「大阪府中小企業家同友会小史」より《1998 年 4 月刊》）

注 2；同友会が提唱する 21 世紀型企業とは「会社の存在価値は何か」を問いかけ、顧客の要望に高い水準でこたえられる企業の確立をめざす。社員とともに「何のための経営か」「どんな会社にしていくのか」を考える企業づくりです。

【はじめに】

2004年総務省事業所企業統計(2005年10月発表)によると、府下428,302事業所の99.6%、雇用の87.2%(3,546,300人)製造品出荷額の65%(10兆3416億円)卸小売販売額の72%(43兆1061億円)を中小企業が占めており、特に製造品出荷額においては出荷額上位の大都市に比べても中小企業の割合が最も高くなっていることが特徴です。したがって、大阪経済を再生させるためにはこれら多数の中小企業の活性化が不可欠であることがわかります。加えて、既存企業をベースにした「新事業の展開」が新規創業やベンチャー企業の創出につながり、「第二創業」として注目されています。既存中小企業への親身になった政策支援はさらにそのことを加速させ、開業率アップのインセンティブにもなっていくます。また、大企業城下町と言われる地域では、製造品出荷額が高くて中小企業を中心とする産業集積地と比べて雇用数が少ないという傾向がありますが、多数の中小企業によって産業集積を形成している大阪の場合、幅広く雇用を生み出している上に、裾野の広いフルセット型の地域を構築しているところに強みがあります。言うまでもなく、大企業の戦略は中国のハイテク化や為替リスクの回避を見据えながら、「Made in Japan」から「Made by TOYOTA(SONY、SHARP・・・etc)」を明確にしており、「どこで造るか」より「誰が造るか」を重視しています。近年、大企業誘致が自治体間の競争になっていますが、大企業誘致による「新規」雇用の大部分はパートや派遣、社内異動であり、むしろIT化とロボット化によって正規雇用を減少させているように雇用創出効果は限られています。

H16年総務省事業所企業統計(大阪府)

従業者規模	事業所数	構成比	従業者数	構成比
1人～4人	260,801	60.9%	572,662	14.1%
5人～9人	83,222	19.4%	540,666	13.3%
10人～19人	45,390	10.6%	608,621	15.0%
20人～49人	26,685	5.2%	790,324	19.4%
50人～299人	10,519	2.5%	1,034,027	25.4%
300人以上	849	0.2%	520,994	12.8%
派遣・下請従業者のみ事業所	836	0.2%		
合計	428,302	100%	4,067,294	100%

以上のことから、大阪経済の再生と雇用創出のために最も確実で有効な政策として、中小企業政策を最優先課題と位置付けて取り組まれるよう以下の項目を要望・提言します。

「H15年工業統計」(経産省)

額別順位	製造品出荷額(円)	大企業	中小企業
愛知県	35兆7000億	67%	23%
神奈川県	18兆8586億	62%	38%
静岡県	16兆1013億	52%	48%
大阪府	15兆8222億	35%	65%
埼玉県	13兆2220億	42%	58%
兵庫県	12兆4356億	46%	54%
東京都	11兆6259億	44%	56%
千葉県	10兆9352億	54%	46%

「H16年商業統計」(経産省)

額別順位	卸小売販売額(円)	大企業	中小企業
東京都	176兆8985億	57%	43%
大阪府	60兆0969億	28%	72%
愛知県	40兆8824億	22%	78%
福岡県	21兆6901億	11%	89%
神奈川	19兆8189億	20%	80%
北海道	19兆7281億		
埼玉県	14兆3638億	15%	85%
兵庫県	12兆9146億	16%	84%

## 2007 年度（平成 19 年度）の重点要望

- ( 1 ) 「地域経済と中小企業の活性化条例（仮称）」を制定して下さい。
- ( 2 ) 大阪府独自の「事業再挑戦システム」の具体的な整備・構築を行って下さい。
- ( 3 ) 中小企業の後継者育成、中小企業の社会的役割・存在価値など正しい理解を広めるための活動支援と大阪府立大学に中小企業経営者による「経営実践講座」を開講して下さい。
- ( 4 ) 保証料率改定による急激な負担増を避けるため、激変緩和措置を講じて下さい。

### 1、中小企業の活性化による大阪経済の再生と雇用創出

#### ( 1 ) 中小企業政策を産業政策の柱と位置付け、「地域経済と中小企業の活性化条例(仮称)」の制定で法的根拠を持たせた体系化を

新中小企業基本法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する（第 6 条地方公共団体の責務）」と規定しています。その規定から要請されることは、中小企業の街・大阪にふさわしく中小企業政策を産業政策の柱と位置付ける理念を明確にし、どんな時代にあっても揺ぎなく実効性のある中小企業政策を講じることができるよう環境を整備することです。その法的根拠として「地域経済と中小企業の活性化条例（仮称）」を制定することが必要だと考えます。例えば、八尾市では「八尾市中小企業地域経済振興基本条例（2001 年 4 月 1 日施行）」が実施され、現場に出向く中小企業サポートセンターが機能しています。埼玉県では、「埼玉県中小企業振興基本条例（2002 年 12 月 24 日施行）」により、「中小企業立県」を宣言しました。最近では三重県が「三重県地域産業振興条例（2006 年 4 月 1 日施行）」を実施し、千葉県や福島県でも制定の方向で議論が進んでおり、条例制定は時代の要請となっています。大阪府においても幅広く意見を集約するために「産業振興会議（仮称）」を設置するなどその仕組みをつくり、条例制定に向けて取り組んで下さい。（埼玉県、三重県の条例内容は末尾に掲載）

#### ( 2 ) 大阪府独自の「事業再挑戦システム」の具体的な整備・構築を

金融システムの改革が一定進んでいますが、倒産など事業に失敗した経営者が市場から永久に葬り去られる状況は変わっていません。むしろその経験を生かし、少なくとも民間の投融資が可能になるまでの期間は、様々な支援サービスが受けられるような仕組みが必要です。政府も 2006 年 3 月「再チャレンジ推進会議（略称）」を立ち上げ、倒産した経営者が再び起業に向けて再挑戦する場合の開業資金支援などに関する議論がスタートしているように、大阪同友会が兼ねてより提言していた「事業再挑戦システム」の政策化が現実のものとなってきています。このタイムリーな時期に、国に先んじて大阪府独自の「事業再挑戦システム」を実施することは、「大阪は再チャレンジしやすい街」としてアピールできるだけでなく、意欲のある人材が集まり起業が促進され開業率のアップにもつなげるチャンスともなります。大阪府独自の「事業再挑戦システム」を早急に実施して下さい。

2004年11月「保証債務に関する既定の整備」に関して民法の一部改正が成立し、包括根保証が制限されました。また、2005年1月より改正破産法が施行となり自由財産の範囲が拡大され、破産者の生活維持が図られつつあります。しかし、事業性融資のあり方として、そもそも社屋や会社所有地、有価証券などの担保以外に経営者の個人保証を徴求すること自体が問題です。個人の最低限の生活保障と再起できる条件をより改善するために、さらなる民法や破産法の改正及び個人保証の有限責任化を国に要望して下さい。

「小規模企業共済制度」の加入資格要件（従業員20名以下など）の緩和措置を国に要望して下さい。

### **（3）各自治体と連携し、継続性のある中小企業の実態調査ができる仕組みづくりを**

東大阪市、大阪市、大東市、岸和田市など現場に出向く実態調査活動が各自治体において増えてきており、調査データは各自治体の「産業振興ビジョン」や「ものづくり支援データベース」「ものづくり支援web」などに活用されています。何よりも地元の中小企業の現状について、自治体職員自身が実感をもって把握することができたことが各自治体の財産となり政策に反映されています。さらに今後の中小企業政策にこれらのデータを生かすためには継続的な調査データの更新が必要です。大阪府として計画的に予算措置を行うなど各自治体に対して実態調査のための支援策を講じて下さい。

### **（4）中小企業に経済波及効果の大きい、社会福祉、環境保全、防災重視の生活整備型・自然再生型の公共事業への転換で都市環境創造と自然再生を**

阪神淡路大震災から11年を数えます。大阪府が2006年3月末に発表した最新の被害予測によると新たに確認された断層などが加わり、全壊建物は10年前の予測値より30%を上回る約37万棟とされ、阪神淡路大震災の際の兵庫県内で全壊した建物の約3.5倍に達するとしています。生駒断層や上町断層など活断層の多い大阪において改めて防災対策の強化と整備が求められています。東南海・南海地震や大阪での直下型地震を想定し、津波対策に加えて、住宅、病院など耐震診断と補強への支援、電気、ガス、水道などのインフラ整備、震度に耐える防火水槽の総点検など、十分な対策を講じて下さい。

中でも、広域避難場所となる学校施設については、優先的に予算措置を行ない、耐震補強、改修工事を至急実施して下さい。

大阪府下の木造住宅耐震診断及び耐震改修工事は、府民の生命と財産を守る観点から急ぐ必要があります。阪神淡路大震災では死者の80%以上が家屋の倒壊による圧死とされています。誰もが気軽に相談できるように、耐震診断の無料化と倒壊の危険性があると診断された場合、該当する住宅への改修工事費用補助制度を確立するなど早急に対策を講じて下さい。

「京都議定書」議長国として、環境に配慮した街づくりを具体的に進める時期にきています。水の都大阪を本格的に再生し、世界に誇れる「環境先進都市大阪（仮称）」を創る責任があります。例えば、大量の車流入と交通渋滞による炭酸ガス増加の原因となっている中心市街地の高速道路が将来も必要なのか、その撤去も含めた検討も極論

ではありません。世界に目を向けると、ドイツのケルンやデュッセルドルフでは10年以上も前にアウトバーンを地下化し街並みを復元、アメリカのボストンやサンフランシスコでは高速道路を水辺と街の障害になると判断し撤去、ソウルの清溪川（チョンゲチョン）でも高架道路の撤去や地下化を行ない都市景観と環境を優先させる都市づくりを進めています。そのような事例を参考に大阪の街づくりを考えると、例えば、中心市街地の高速道路撤去を含めた中心市街地への車流入規制と公共交通機関の利用啓発による渋滞の緩和、河川の上を走る高速道路の地下化による水辺の再生と緑地化・自転車道路・散策路の整備、「坂のある街」上町台地を利用した路面電車の復活など、水の都大阪の再生方向が高齢者や子供にやさしい街づくりとも重なってきます。また、これらの事業には「小さな仕事」が数多く生まれますので中小企業への波及効果も期待できます。2006年度も「ベンチャー新技術率先発注モデル事業」（中小・ベンチャー企業の新技術・新製品の有用性・信頼性を実証するため、新技術等を府の公共工事に活用し、良質な公共サービスを提供する事業）を継続して実施されるようですから、そのような中小企業支援策と合わせて「環境先進都市大阪（仮称）」のための施策を進めて下さい。

官公需法を遵守し中小企業への官公需発注比率を金額ベースで大幅に引き上げて下さい。表のように大阪府は他の大都市と比べて一貫して低くなっていますので、70%は確保して下さい。

大型事業の場合は可能な限り分離・分割し、地元の中小建設業者に優先的に発注されるよう一層努力して下さい。それは雇用拡大効果や地域内での資金循環にも有効です。

【金額ベースで見た大阪府官公需の中小企業発注比率（％）「大阪府商工労働部資料より作成」】

	大阪府	東京都	神奈川県	愛知県	福岡県	千葉県
平成16年度	55.1	51.8	66.0	70.6	68.4	68.7
平成15年度	54.8	56.5	70.5	70.7	64.0	66.3
平成14年度	53.7	50.0	67.9	62.2	74.8	63.2
平成13年度	52.1	53.4	67.7	57.6	61.9	67.7
平成12年度	56.3	54.1	70.6	61.2	65.8	66.0
平成11年度	55.1	56.3	71.6	67.9	57.4	65.5

（表の太枠は一番低い数字。工事、役務、物品の合計）

府下郊外を中心に多くの大型店が進出し様々な問題が生じています。24時間営業は便利さの反面、深夜でも車が行き交う「眠らぬ街」を生み出し、防犯面やエネルギー過剰消費などマイナス面が多く指摘されています。特に、大店立地法は、地域経済の活性化という点からも目に見える効果を挙げているとは言えず、他の経済団体からも見直しを求める声が上がっています。今後は商店街の再生と活性化を中心課題に据え、これ以上大型店の出店ができないように大型店出店規制やゾーニング規制ができる条例を制定するなど、地域にやさしい街づくりを大阪府独自の権限で進めて下さい。

### （5）近郊農業の育成で大阪の食料自給率引き上げを

大阪府下の近郊農業の育成は、地産地消による地域循環型経済の促進、環境保全、ヒートアイランドの抑制に加え、非常事態時の食糧としても重要な役割を果たします。大阪府の食料自給率は2%（加リーベース；2003年農林水省）と低い状態にありますので、

例えば 2015 年には 5%を達成する数値目標を明確にし、「食料自給率増加計画」を立てることが必要です(農林水産省は2015年度目標としてカロリーベース45%を掲げ、現在より5%引き上げる方針を発表しています。2005.2.18)。

大阪府では2001年12月より「大阪エコ農産物認証制度」が実施され、安全な農産物供給支援を具体化されました。しかし、農薬・化学肥料の「50%以上削減」という基準では、完全無農薬・無化学肥料農産物との区別がつきません。この制度をさらにランクアップするために、例えば、完全無農薬・無化学肥料農産物には、府立産技総研などによる定期的な検査と評価を加え、「大阪ブランドMVP農産物(仮称)」認証表示を行なうなど、PR・販売促進支援を実施して下さい。また、認証表示されるような農産物には手間やコストがかかりますので、生産しやすく安い価格が可能となるように「安全食料・環境保全貢献料(仮称)」として助成金制度を創設して下さい。

この間「なにわの伝統野菜」(泉州水茄子、毛馬胡瓜、天王寺蕪、田辺大根、勝間南瓜など15品目)の復活が注目され大阪市・大阪府ともに認証を始めていますが、「大阪名産品」として、府下及び全国的によりPR・販売促進を進め、市場化が展望できる対策を講じて下さい。

府下で収穫された無農薬の安全な農産物を学校給食として供給し、大阪の農産物のPRとイメージアップを図るとともに、学童やその父母にも関心が高まりPTAはじめ口コミで大阪の農産物の良さが地域に広がるような方策を講じて下さい。

#### (6) 中小企業の後継者育成、中小企業の社会的役割・存在価値など正しい理解を広めるための活動支援と大阪府立大学に中小企業経営者による「経営実践講座」の開講を

「2004年総務省事業所企業統計(2005年10月発表)」によると、大阪の事業所は減少数・減少率ともに全国でワースト1の数値を示していることが明らかになりました(47,474事業所、10%、H13~H16)。このことは大阪の産業と文化の発展、雇用の確保に貢献してきた地場産業や産業集積地、商店街、小売市場などの衰退を裏付けるものであり、後継者難と廃業増加問題も加わって、このまま放置すれば地域経済の崩壊につながることは明白です。大阪府としてこの衰退傾向に歯止めをかけるためのあらゆる方策を講じて下さい。

同友会では、阪南大学(1997年から実施)や大阪産業大学(2004年から実施)と共同し「経営実践講座」を継続して開講し、大阪大学や神戸大学などでも同友会会員が講義をしています。この取り組みのねらいは、中小企業経営者自らが教壇に立ち、中小企業の社会的役割や働く意義、やりがいなどを生の声として学生に伝えることで、日本経済を支えている姿を実践的に明らかにし、これまでの中小企業のイメージ・認識を根本的に変えようとしているところにあります。2006年度はさらに、大阪成蹊短期大学、桃山学院大学、近畿大学へと活動を広げます。これらの講座を通じて報告される事例を府民的にPRして下さい。例えば、「府政だより」に中小企業のコーナーを設ける、府のHPで広報する、商工労働部局職員には必須条件として受講して頂くなど。

現在、大阪府立大学では「経済学部なんばサテライト教室」(なんばパークスタワー7F)や「公開講座」として関西を中心に各界トップの方々を講師に「関西経済論」を開講されていますが、中小企業が現場でどのような取り組みをしているかリアルな姿が伝

わる前項ような実践的な内容になっていません。特に大阪は、開業率のアップと中小企業の後継者育成が社会的問題として早急に解決されるべき課題になっているわけですから、中小企業の正しい姿を社会通念として醸成し、若者が中小企業の価値を見出せるような取り組みが必要です。そのような観点から、大阪府立大学に対し中小企業経営者による「経営実践講座」開講を要請し、大阪府としても支援して下さい。

#### (7) 中小企業の技術・技能支援制度の確立、熟練技術の継承、地場産業や産業集積地、商店街の活性化と新たなビジネスマッチングの実施を

2004年度より高度熟練技能者を講師に「KanKotsu(勘・コツ)伝承塾」を開講されていますが、中小企業の中にあまり周知されていないので広くPRをして下さい。また、この塾は2006年度で終了予定とのことですが、技能継承には時間を要しますので、継続開講することと同時にこのような塾を本格的な制度として確立して下さい。優秀技能者(なにわ名工、なにわ名工若葉賞など)の表彰制度に加え、中小企業の「ものづくり」支援のために、基礎技術を中心とする熟練技術・技能を社会的価値として再評価する「大阪版“中小企業技術・技能支援制度”(マイスター制度)」を確立し、誇りをもって事業承継できるような環境整備を進めて下さい。また中小企業製品には「Made in Osaka」(大阪ブランド)を認定し国内外に発信して下さい。

中小製造業の熟練技術を継承するためには、府立職業技術専門学校など技術を学び習得できる場を中小製造業向けに特化し充実させることが必要です。例えば、地域の町工場の中から熟練技能者を工業系講座の講師として登用し、ソフト系に比べ極めて少ない工業系講師陣を拡充する、社員の技能向上のための講座を開講し熟練技術を維持発展できる仕組みをつくる、応用技術や資格取得だけでなく基礎的な技術が十分に身につくような系統的な講座づくりなどが有効です。残念ながら府立職業技術専門学校松原校は2006年度に廃校となりましたが、今後は、地域の中小製造業のニーズを汲み上げながら講座内容の改善に取り組み、生徒が増えるように募集方法も工夫し、それらの専門学校を各地域でいかに活かすか、発想の転換が求められています。

「地域で頑張る商店街等いきいきプラン策定会議」を発展させ、今後は、地域の実状を把握する調査活動と地域に応じた対策を講じることができるよう、各地域に「いきいきプラン策定会議」を立ち上げて下さい。そして地域ごとに人の流れ近隣住民のニーズなどを調査し、地域の歴史や遺産、史跡、街並みを生かした商店街づくりに生かすことが大切です。また、人が集まり利用する商店街作りとして、例えば、地域通貨の試行や大学生によるチャレンジショップ、若者の路上ライブパフォーマンス、地元高校生によるファッションショーなど様々なイベント、アイデアに対して従来の規制にとらわれない思い切った支援を行って下さい。それらの取り組みから商売の楽しさが伝わり、中小企業への就職や起業へのインセンティブにつながります。

大阪市では、大企業OBなど経験のある技術者が中小企業を訪問してビジネスマッチングを進める支援策がありますが、技術のアドバイスはできても経営のアドバイスができないことが課題となっています。そこで、府独自のビジネスマッチング支援策として、工賃や見積りなど経営の具体的な指導ができるアドバイザーと技術者をセットで派遣してもらえるような施策を講じて下さい。



## **( 8 ) 産業集積地「八尾」の地の利を活かし、「大阪府立八尾南高校」校舎を「ものづくり職人大学」や地域コミュニティの場に**

大阪府立八尾南高校の跡地利用が八尾市において話題になっています。校舎は取り壊さず、地域コミュニティの場とすることで、現存施設を有効活用することができます。八尾市の中小企業経営者からは「八尾市中小企業サポートセンターを移設し、中小企業と市民との触れ合う場にしてはどうか」「府立大学の移転施設として利用してはどうか」という提案もあります。大阪経済法科大学の市民講座やNPOのネットワーク化を進めている八尾市、各スポーツ協会など、地元の市民の方々とも協議しながら支援する方向で検討して下さい。上記は一例ですが、府下の他地域でも閉校される府立高校については急いで解体処分をせず、有効活用の方策を地元の中小企業や市民と共に検討して下さい。

## **( 9 ) 企業とのミスマッチを少なくし、高校生の就職活動支援を**

中小企業による共同求人同友会が1981年から取り組んでいる運動です。当初は中小企業の新卒採用は大変困難でしたが、学校との信頼関係を築く中で、多くの優秀な学生を採用し大きな戦力として育っています。「企業存亡の危機を救った」という事例は幾度となく報告されており、中小企業にとって新卒者の採用はそれほど重要な経営課題となっています。また、同友会では「共に育つ」という理念から、社員の働き甲斐について語り合い、持てる能力を十分に発揮できる人間尊重経営を推し進めています。同友会は、職安や教育委員会、高校の先生方と幾度となく懇談を行ない下記の項目について常にお伝えしてきましたが、改めて下記項目を要望・提言します。

かねてより要望していた「1人一社制の見直し」では、平成17年度より「1人二社」まで複数応募・推薦が可能となりました。「平成18年度以降については引き続き検討する」とのことですが、「1人二社」にとどまらず実状に合った改定が求められていますので、継続実施して下さい。これは新しい時代にふさわしいだけでなく、高校生の企業定着率を高めることにもつながります。

地域経済を中小企業が支えていることを知る体験学習は、就職・進学に拘らず重要なことです。中小企業の現場がどうなっているか、先生方が現状把握できるような体制をつくるのが大切です。高校・中学の100%就労体験をめざし、地元中小企業へのインターンシップなどを授業の一環として本格的に制度化して下さい。

職安主催の合同企業説明会開催数が増えるよう大阪府としても働きかけ、中小企業が参加できる機会を広くPRして下さい。

新卒者採用企業に対する助成金など、雇用に貢献している企業への優遇措置を講じて下さい。

## **( 10 ) ISO取得のための支援を**

ISOの取得は、中小企業にとって必要条件となっています。しかし、取得のための費用は数百万円～1000万円という高額なものです。これでは意欲があっても取得が進むものではありません。東京都など、取得のためのアドバイスだけでなく、助成金制度を実施する自治体もありますので、大阪府も融資（新事業展開支援資金「事業拡張型」）に加え、新たに助成金制度を創設して下さい。

### (11) 中小企業新事業活動促進法に関わる条件の見直しを

旧三法（新事業創出促進法、経営革新法、中創法）では、認定された企業から以下のような問題が指摘されてきました。新事業展開をより促進するために、新法（中小企業新事業活動促進法）による具体的な運用について、以下の改善をより進めて下さい。

少なくとも前年度承認・認定された企業数に見合う予算になるように、補助金予算を大幅に増額するとともに補助率を上げて下さい。

現時点の経営状況や過去の事業の失敗を理由に融資が決まらない事例があります。創造性を重視した融資制度に改めて下さい。

融資審査基準の緩和、融資枠の拡大を図って下さい。

融資や助成金を受け事業を前に進めても、その技術や製品、サービスを市場に浸透させることが難しく、逆に開発費や販売費の増大によって経営難に陥るケースもあり、新事業創出の大きな壁になっています。販売まで先を見据えた現実性のあるセーフティネットの整備を図って下さい。

知名度アップや実績づくりに向けて、認定企業の製品やサービスは大阪府及び関連団体が自ら積極的に購入して下さい。また、府下自治体にも購入を働きかけて下さい。

さらに、認定企業の中から優秀な製品やサービスに対する「知事賞」を創設し、大阪府の認定品とするなど経営革新に挑戦する企業の意欲がわくような制度を設けて下さい。

新しい連携が生まれるように、認定企業同士の情報交流の場を設けて下さい。

## 2、金融問題に関すること

中小企業金融においてはリレーションシップバンキングの機能強化により、担保や保証人に頼らず、中小企業の経営力を様々な角度から判断する融資のあり方が注目され始めていますが、まさに制度融資こそがその手本になるべきだと考えます。中小企業が連鎖倒産の危機に直面するなど、明日の生活に困った時に、親身に相談に乗ってもらえるようなきめ細かい環境整備が求められています。

### (1) 大阪府中小企業信用保証協会の運用改善について

保証協会は「公的資金」との理由で「債権カットに応じない」「保証人の免責にも応じない」という、民間金融機関に比べても極めて硬直した運営がなされていましたが、2005年度、中小企業庁による「求償権の放棄に係る基準」が出され、一定基準を満たす場合、保証協会の有する債権の一部が放棄されることになりました。今後は、再建アドバイザー業務を立ち上げ、現役を退いた中小企業経営者や幹部のマンパワーを活用するなど、柔軟でかつ幅広い再建支援を講じて下さい。

保証協会の中に、保証付き融資に関する「格付けランクアップ支援アドバイス窓口」を創設し、該当企業に対し「何をどう改善すれば格付けがランクアップするのか」、各企業の自助努力によって格付けアップの可能性が広がるような相談・支援業務を実施して下さい。

毎年のように様々な新しい保証付き融資が立ち上がりますが、そのたびに借り手の立

場に立った説明会が必要です。説明会実施の要請に応えて頂けるように、その仕組みを作して下さい。

## (2) 新規創業・事業再建がしやすい新しい制度融資の創設と金融環境整備を

大地震を想定した融資制度の整備が必要です。阪神淡路大震災の教訓からも震災直後に事業再建する場合、迅速でかつ借り易い緊急融資は不可欠です。そのとき、最も困るのが担保や保証人ですから、被災企業に対する無担保無保証人融資制度を整備して下さい。

同友会がかねてより要望していました連帯保証人制度の廃止が、2006年度より、ついに全ての無担保融資について原則撤廃されることになりました。ただ、決算書や中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に頼った保証審査が中心となることから、銀行のプロパー融資と変わらない融資になるのではないかと懸念されるところです。リレーションシップバンキングの考え方にそって数値に表れない定性評価も重要な判断基準として下さい。

2006年4月1日より一部の制度融資を除いて、0.50%~2.20%まで9区分の保証料率が新たに設定されましたが、1年もの定期預金金利約0.032%(日銀;06.3.29発表)と比べ保証料率2.0%では60倍以上です。貸し出し金利を加えると4%にもなる融資は定期預金金利の120倍を超え、とても制度融資に相応しいものとは思えませんので、大阪府として十分な緩和措置を講じて下さい。兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山など近隣府県では早速緩和措置が講じられています。合わせて、代表者の個人保証を徴求する場合でも改正「民法、破産法」の流れを踏まえ、「有限責任」の範囲にとどまるよう国に対して更なる改革を要望して下さい。

制度融資の返済期間を10年にして下さい。これは、府独自の判断で実施することが可能です。これによって、月別返済額を大幅に減額することが可能になります。

開業数を増やすために、例えば、開業資金融資は、無担保無保証で3年間は元金利息据え置く(現行は据置1年)など思いきった支援策を講じて下さい。

## (3) 借りやすく返しやすい制度融資の確立と地域にやさしい金融システム構築を

中小企業の成長性を評価するためには、従来型の定量評価重視の判断では不十分です。今後は数値に表れない定性評価をどう考えるかが重要になってきます。例えば、後継者を育成しているか、社員が生き生き働いているか、現場は整然としているか、経営者の姿勢はどうか、地域から信頼される企業になっているかなど、他にも成長性の要因となる事柄は多数あります。そのためには「評価委員会」が該当企業を丹念に訪問することが必須条件となります。是非、積極的に地域を訪問する活動を取り入れて下さい。

大阪府の借換え融資「資金繰り円滑化特別融資」の利率は年1.8%と他府県に比べて高いままとなっています(京都府は年1.5%、兵庫県は年1.6%)。せめて近隣府県並に引下げて下さい。

大阪同友会が要望していた「金融アセスメント法制定を求める意見書」を大阪府議会で採択頂いたことに敬意を表します(2003年10月21日採択)。現在、各金融機関が

リレーションシップバンキングのアクションプログラムを公表していますが、問題は共通した開示項目がなく情報が比較対照できず、利用者にわかりにくいことです。金融アセスメント法の考え方に沿って「地域貢献に関する情報開示」を有効なものにするためには、第三者による比較対照ができる情報の評価・公表が必要ですので、大阪府独自の第三者機関を設置し、評価・公表を進めて下さい。

今後、政府系金融機関の統廃合が進む方向ですが、地域の中小企業に親身になった円滑な資金供給ができるような環境整備が必要です。したがって、統廃合されたとしても政府系金融機関が、これまで以上に中小企業の立場に立ってその役割が発揮できるように指導・監督されるように国に要望して下さい。

中小企業向け融資及び金融機関の検査・指導の基準について実態を的確に反映したものにするために、特に、地域金融機関の合併による影響を最小限にとどめるよう、国に要望して下さい。

### 3、税制問題と財政再建に関すること

税制の考え方の根本は、赤字法人や低所得者層に税負担を求めず、負担能力に応じて超過累進的に負担を求めることにあり、所得（利益）の大きさと無関係に課税する消費税や外形標準課税には疑問が残ります。むしろ大阪府の税収回復のためには、防災対策や少子化対策、水と緑の環境重視の街づくりに公共事業を絞り込むことで歳出を削減し、中小企業の活性化のための施策を大阪府の産業政策の柱に位置付けることが財政再建の近道であると考えます。

大阪府の財政収支が安定化するまでの間は、公債費（借金の返済）の支払い利息を無利息にするよう関係金融機関に働きかける必要があります。特に、その公共性を重視し公的資金が投入された関係金融機関には、公債費利息の免除実施など、大阪府として強く要請して下さい。

大阪府が提言された「戦略七分野」の具体化として、中小企業再生・育成策の位置付けの明確化、防災や治安対策、水辺の再生と緑地化、近郊農業育成などに重点投資することが大切だと考えます。

法人事業税の外形標準課税適用は資本金「1000万円以下」が適用外とされていますが、今後、資本金「1億円以下」に拡大されないよう国に要望して下さい

法人府民税均等割り増税を早期に中止し、苦境にある多くの中小企業にこれ以上負担がかからないようにして下さい。

景気回復が進んでいると言われますが、まだまだ多くの中小企業には実感がないだけに、消費税増税は中小企業経営に致命的な影響を与えます。消費税増税を断念するよう国に要望して下さい。

2006年度税制改定において、「特殊支配同族会社」オーナー社長の給与所得控除額を損金不算入とする制度が創設されました。政府の見解では「特殊支配同族会社」は法人企業の2%程度との試算でしたが、大阪同友会が調査したところ、その17.2倍にもものぼる34.4%の企業が対象となることが判明しました。この制度は十分な議論と周知がなかったこと、中小法人の法人格を税法上否定するものであること、給与には所得税を課税された上に法人税を課税することは二重課税になることなど、多くの中小企

業への負担増と同時に問題の多い制度です。創設はされましたが、運用段階で実施しないように国に働きかけて下さい。

相続税、贈与税の軽減の動きはありますが、全国水準に比べて廃業率が高い大阪府においては、特に後継者問題とも関連して中小企業の事業承継税制の改定は急務です。事業用資産は事業を承継することを条件に事業承継猶予制度の確立を国に要望して下さい。農地においては農業政策上の視点から、法律上、その利用・転用・譲渡が厳格に制限されており、それに係る相続税・贈与税の納税猶予の特例は認められていますが、中小企業の事業承継にもこのような制度が必要だと考えます。

以上